

平成23年度第1回城陽市障がい者自立支援協議会・全体会次第

日 時 平成23年9月16日(金)
午前10時から
場 所 市役所4階 第2会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱書の交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 「城陽市障がい者自立支援協議会設置要綱」についての説明
- 6 障がい者自立支援協議会の会長及び副会長の選出について
- 7 議事
 - (1) 城陽市障がい者自立支援協議会について
 - (2) 城陽市障がい者自立支援協議会専門部会の取り組みについて
 - (3) 城陽市障がい者計画等策定の取り組みについて
 - (4) 障がい者自立支援制度の利用状況について
- 8 その他
- 9 閉 会

資 料

城陽市障がい者自立支援協議会委員名簿	
城陽市障がい者自立支援協議会設置要綱	…資料 1
城陽市障がい者自立支援協議会設立について	…資料 2
城陽市障がい者計画骨子	…資料 3
障がい者自立支援制度の利用状況について	…資料 4
城陽市の障がい者の状況について	…資料 5
障がい福祉サービス見込み量に対する22年実績	…資料 6
城陽市障がい者自立支援協議会・専門部会報告	…資料 7
冊子・城陽市障がい者計画策定に係る実態調査結果報告書	
冊子・城陽市障害者計画	
城陽市障害福祉計画	

城陽市障がい者自立支援協議会委員名簿

任期：平成23年9月1日～平成25年8月31日

(五十音順：敬称略)

委員名	所属等
いで みちこ 井手 道子	城陽市身体障害者協会
おおみや かずこ 大宮 和子	城陽市心身障害児者育成会
こくら めぐみ 故倉 恵	宇治久世医師会
さかた おさむ 阪田 治	城陽市社会福祉協議会
さかもと あきひろ 坂本 明弘	城陽市難聴者協会
しらい ゆみこ 白井 由美子	城陽市ろうあ協会
すずか よしひろ 鈴鹿 義弘	城陽市民生児童委員協議会
せきがわ よしたか 関川 芳孝	公立大学法人大阪府立大学 社会福祉学科
つちはし なるひと 土橋 成人	南山城学園障害者生活支援センターはーもにい
なかの ゆうすけ 中野 裕介	市民（公募）
にしやま まさこ 西山 正子	市民（公募）
のうつか たかひろ 能塚 隆裕	京都府山城北保健所福祉室
ふるいち ひろし 古市 洋	城陽市精神家族会アルプス
ほりい いさお 堀井 功	京都府視覚障害者協会城陽支部
ほんま よしろう 本馬 吉朗	城陽ボランティア連絡協議会
まつもと きみお 松本 公雄	京都府立宇治支援学校
むらまつ みつる 村松 充	京都聴覚言語障害者福祉協会
もりやま あきこ 森山 章子	障害者生活支援センタープラム
よこすか かずお 横須賀 和男	城陽市校長会

城陽市障がい者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者が自立した生活を営むことができる地域社会の構築、障がい福祉に関する関係者の連携及び支援体制に関する協議を行う場として、城陽市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (2) 関係機関によるネットワークの構築及び改善に関すること。
- (3) 障がい福祉に係るサービスの開発及び改善に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障がい福祉の計画に関すること。
- (6) その他障がい福祉の増進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援事業所の関係者
- (3) 医療機関の関係者
- (4) 教育機関の関係者
- (5) 障がい当事者団体の代表
- (6) 地域住民の代表
- (7) 行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(協議会の委員の任期)

第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が選任する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(個人情報 の 保護)

第 8 条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運営調整会議)

第 9 条 協議会全体の円滑な運営、協議会への報告又は専門部会間の調整に関する協議を行うため、協議会に運営調整会議を置く。

(専門部会)

第 10 条 第 2 条に定める協議会の所掌事務に関する個別の課題について、必要な調査、検討等を行わせるため、協議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第 11 条 協議会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。ただし、市長が適当と認めるときは、協議会の庶務を指定相談支援事業所に委託することができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。